

[令和8年度]

地 域 に お け る
人 権
こどもまんなか社会
学 習 事 業 の 手 引 き

上田市教育委員会
〔生涯学習・文化財課〕
公 民 館

令和8年2月

手引きのご案内

1 学習事業のあらまし

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 学習事業の目的について | 1 |
| (2) 学習事業を行える期間 | |
| (3) 学習事業を行うことができる団体 | |
| (4) 市（教育委員会）が学習事業を支援します | |

2 学習事業の経費の一部を市が支援します

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 交付金の対象となる学習事業・経費・交付金額について | 2 |
| (2) 交付金の対象とならない事業 | |
| (3) 複数の団体が合同で学習事業を行う場合の交付金の取扱い | |
| (4) 交付金の受け方 | 3 |

3 学習事業の計画を立てましょう

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 学習内容を考える | 4 |
| (2) 内容にあわせた学習方法を決める | |
| (3) 開催（実施）に向けて準備を進める | |
| (4) 日時を決めて会場を手配する | |

4 当日に向けた準備

.... 4

5 学習事業が終わったら

.... 5

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 学習事業の様子を「事業実施報告書」に記入して提出 | |
| (2) 「交付金実績報告書」を提出 | |

6 交付金の申請受付期間について【令和8年度】

.... 5

7 交付金申請に係る各種様式

.... 5

1 学習事業のあらまし

(1) 学習事業の目的について

【人権学習事業】

「上田市人権尊重のまちづくり条例」に規定されている、人権尊重のまち上田市の実現に向けて、人権意識を高めるための地域における主体的な学習事業を促進することが目的です。

【こどもまんなか社会学習事業】

「こども基本法」に基づき制定された「こども大綱」が目指す、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども基本法」の理念やこども・若者を取り巻く課題等を学ぶなど、地域における主体的な学習事業を促進することが目的です。

「こどもまんなか社会」とは？ … こども大綱から抜粋

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

(2) 学習事業を行える期間

4～12月

(3) 学習事業を行うことができる団体

自治会または公民館分館が行うことができます。

※次のような組み合わせによる開催が可能です。

ア 複数の自治会・公民館分館が合同で実施する。

イ 地区自治会連合会が実施する。

ウ 自治会または公民館分館が主催であれば、他団体と共に実施することができます。

(4) 市（教育委員会）が学習事業を支援します

●事業の企画や運営方法を支援します。

公民館と生涯学習・文化財課が、学習テーマ、テーマに応じた学習方法、事業全般の運営について相談に乗り、具体的な助言や技術的な支援をします。

●事業に必要な経費の一部を支援します。

ア ひとつの学習事業につき、主催する団体に12,500円以内の交付金をお支払いします。

イ 上記の事業で講師や指導者を招いて実施する場合、その謝礼の費用についても別途、市が原則6,000円以内で負担します。

2 学習事業の経費の一部を市が支援します

自治会・公民館分館の皆さんが学習事業を行うときに、必要な経費の一部を市が交付金としてお支払いし事業を支援します。交付金の対象となる事業内容は、下記の(1)から(4)をご参照ください。どのような学習事業が交付金の対象となるかわからないなどご不明な点は、公民館または生涯学習・文化財課にご相談ください。

(1) 交付金の対象となる学習事業・経費・交付金額について

	<u>【人権学習事業】</u>	<u>【こどもまんなか社会学習事業】</u>
対象事業	あらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図るための学習事業	こども・若者は権利の主体である等の「こども基本法」の理念の共有を図ることや、こども・若者を取り巻く課題（貧困、児童虐待、いじめ、不登校、社会参画等）を学ぶための学習事業
対象経費	報酬、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料などの経費 <u>※食糧費は対象外です。</u>	
交付金額	ひとつの学習事業につき 12,500円以内	

(参考)「上田市地域における人権学習事業交付金交付要綱」及び「上田市地域におけるこどもまんなか社会学習事業交付金交付要綱」(令和6年4月1日施行)による

(2) 交付金の対象とならない事業

ア 自治会や公民館分館が主催しない学習事業に参加する場合

(例：地区社会福祉協議会、住民自治組織、教育委員会・公民館が主催する講演会など)

イ 伝統行事、お楽しみ会、体験活動、スポーツ大会など

ウ 子ども会育成会、PTAなどが主催する子どもを対象とした催し

エ 政治、宗教又は営利を目的とする事業

オ 市から他の補助金等の交付を受けている事業

(※公民館分館交付金は他の補助金には該当しません。)

カ その他市長が適当でないと認める事業

(3) 複数の団体が合同で学習事業を行う場合の交付金の取扱い

複数の自治会・公民館分館が合同（地区自治会連合会等含む）で学習事業を行う場合でも、交付金は「ひとつの学習事業につき12,500円以内」となります。

この場合に、できるだけ代表（幹事）となる自治会・分館が交付金を受領していただきますようお願いします。ただし、交付金を分けて受領を希望される場合は、公民館へお申し出ください。

(4) 交付金の受け方 (提出書類の様式は上田市ホームページに掲載しています。P5参照)

■ の部分が自治会・分館の皆さんに行っていただく箇所です。

●学習事業を始める前

■ 「様式1」(交付金交付申請書)と「様式2」(学習事業実施計画書)
に必要事項をご記入ください。



公民館に提出

※学習事業を行う1か月前までにご提出をお願いします。
※講師等の謝礼を交付金とは別に市に依頼する場合は、お申し出ください。



生涯学習・文化財課において交付金の交付を決定

※交付の決定は、学習事業のご担当者にご連絡します。



学習事業を実施



●学習事業が終わったら

■ 「様式3-1」(交付金実績報告書兼請求書)と「様式4」(学習事業実施報告書)
に必要事項をご記入ください。

※複数の主催団体への交付金振込みを希望される場合は、「様式3-2」をお使いください。



公民館に提出

※学習事業終了後、1か月以内にご提出をお願いします。



生涯学習・文化財課において交付金額を確定、指定口座へのお振込み

※交付金額の確定は、学習事業のご担当者にご連絡します。

※交付金の振込みは、提出書類を受け取った月の翌月末日（予定）までに行います。

3 学習事業の計画を立てましょう

次の(1)から(4)までの計画が必要になります。

何から行つたらよいかわからない場合は、公民館（生涯学習・文化財課）に相談しながら決めていきましょう。内容が具体化したところで、学習事業を行う団体は「事業実施計画書」を公民館に提出してください。「交付金交付申請書」の提出もあわせてお願ひします。

(1) 学習内容を考える

実施団体の中で話し合って学習内容やテーマを決めましょう。

【人権学習事業】

例えば、人権課題（女性、子ども・若者、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性の多様性、感染症・疾病等）をテーマとすることや、「人権同和教育サポート隊」を活用して、学校での人権教育を地域の学びに活かすことも考えられます。

【こどもまんなか社会学習事業】

例えば、こども・若者を取り巻く課題（食育、心身の発達、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、スマートフォンやSNSの利用、安全・安心な環境、社会参画等）をテーマとすることも考えられます。

(2) 内容にあわせた学習方法を決める

講演会、学習会、ワークショップ、意見交換会、懇談会、施設等の見学、体験談の発表や事例発表、DVD等の映像資料の視聴、まち歩きやフィールドワークなど様々な方法があります。

(3) 開催（実施）に向けて準備を進める

講師や指導者を探して依頼するなど、実施に向けた準備を公民館（生涯学習・文化財課）がお手伝いします。講師等謝礼が必要な場合、金額の上限はありますが、市が負担しますので公民館にお申し出ください。

(4) 日時を決めて会場を手配する

自治会長や分館長と相談して会場を決め、予約します。

4 当日に向けた準備

学習事業の当日に向けて次の内容について準備をしましょう。

- ア 自治会・分館内への事業開催のお知らせ、参加者募集の呼びかけ
- イ 当日の運営方法（会場づくり、資料等配布物の準備、あいさつ、進行、講師接待など）
- ウ その他（振り返りのため参加者アンケートを行うことも有効です。）

5 学習事業が終わったら

(1) 学習事業の様子を「事業実施報告書」に記入して提出

「事業実施報告書」を記入して公民館へご提出をお願いします。参加者や主催者の事業の感想・意見などもご記入ください。(参加者アンケートの内容をお聞かせください。)

(2) 「交付金実績報告書」を提出(※交付金の申請を行った団体のみ)

事前に交付金の申請を行った団体は、「交付金実績報告書」をあわせて公民館へ提出してください。

6 交付金の申請受付期間について【令和8年度】

上田市地域における人権学習事業交付金及び上田市地域におけるこどもまんなか社会学習事業交付金の交付申請書の受付期間は、次のとおりです。

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～10月30日(金)

7 交付金申請に係る各種様式

(掲載ページ)

【学習事業を始める前に提出】

様式1	交付申請書(※交付金の申請書です。)	… P6
様式2	実施計画書(※学習会の計画を記入してください。)	… P7

【学習事業が終わったら提出】

様式3-1	実績報告書兼請求書 (※学習会開催日、交付金額、交付金の振込先を記入。)	… P8
-------	---	------

様式4	実施報告書(※学習会で実施した内容を記入してください。)	… P9
-----	------------------------------	------

※様式3-2	実績報告書兼請求書／別紙 (※振込先が2か所以上ある場合にお使いください。)	… P10-11
--------	---	----------

◎交付金申請に係る各種様式は、上田市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

上田市HP：トップページ>組織でさがす>教育委員会>生涯学習・文化財課

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shogaku/>

クリック

上田市生涯学習・文化財課 で検索 ⇒ 生涯学習・文化財課 - 上田市ホームページ

<様式1>

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業交付申請書

年　月　日

(申請先)上田市長

自治会名または分館名 _____ 自治会・分館
※どちらかに○をつけてください

自治会長名または分館長名 _____

住所 _____

次のとおり、上田市地域における 人権・こどもまんなか社会 学習事業を行いたいので、交付金を交付されるよう申請します。(※下線部のどちらかの事業に○をつけてください)

事業の実施内容	・実施予定日 年　月　日 ・学習内容等 別紙事業実施計画書のとおり
交付を受けようとする額	円

※この申請書と一緒に事業実施計画書の提出をお願いします。

<上田市使用欄>(交付決定)

所属長	政策幹	係長	主務者

交付申請書を審査した結果、
交付決定してよろしいですか。

交付決定日 年　月　日

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業 実施計画書

自治会又は分館名 _____ 自治会・分館
※どちらかに○をつけてください

担当者名 _____

連絡先 _____

住 所 _____

実施日時	月 日() 時 分 ~ 時 分
実施場所	
主催者(実施団体)	※共催団体があれば記入してください。
学習会の概要	・テーマとねらい
	・内容
学習方法	
講師・指導者等	お名前
	所属等
	※以下は、わかる場合、ご記入ください。公民館から依頼通知を送付する場合に必要になります。
	住 所
	電話番号
メールアドレス	
備考	<上田市記入欄> ※講師派遣希望 なし・あり ※別途、市から講師謝礼支出希望 なし・あり 円(上限 6,000 円以内)
	交付金を申請する場合は、その使い道に○をつけてください。
	報酬、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料、 その他() <u>※なお、食糧費を使うことはできません。</u>

※原則として事業の1か月前までに提出してください。

<様式 3-1 >

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業
交付金 実績報告書 兼 請求書

年 月 日

(報告先) 上田市長

自治会名または分館名 自治会・分館
※どちらかに○をつけてください

自治会長名または分館長名

住所

次のとおり上田市地域における 人権・こどもまんなか社会 学習事業を実施したので報告します。
(※下線部のどちらかの事業に○をつけてください)

事業の実施内容	・実施日 年 月 日 ・学習内容等 別紙事業実施報告書のとおり
交付確定を受けたい額	円

※この報告書と一緒に事業実施報告書の提出をお願いします。

交付金の振込先

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協	支店 支所
	口座種別	普通・当座	口座番号 :
	フリガナ 名義人		

<上田市使用欄> (交付確定)

所属長	政策幹	係長	主務者

実績報告書を審査した結果、交付額を確定してよろしいですか。また、交付確定額を支払ってよろしいですか。

交付確定日 年 月 日

<様式4>

公民館

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業 実施報告書

自治会又は分館名 _____ 自治会・分館
※どちらかに○をつけてください

担当者名 _____

実施日時	月 日() 時 分 ~ 時 分
実施場所	
主催者(実施団体)	
参加者数	名(大人) 名、子ども 名)
テーマ	
講 師	
実施した内容 ※当日の資料1部を いただけないと幸い です。	
備考	
交付金の使い道に ○をつけてください。	報酬、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料、 その他() <u>※なお、食糧費に使うことはできません。</u>

※この報告書は、事業終了後1か月以内に公民館へ提出してください。

<様式 3-2 >

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業交付金
実績報告書 兼 請求書

年 月 日

(報告先) 上田市長

自治会名または分館名 _____ 自治会・分館
※どちらかに○をつけてください

自治会長名または分館長名 _____

住所 _____

次のとおり上田市地域における 人権・こどもまんなか社会 学習事業を実施したので報告します。

(※下線部のどちらかの事業に○をつけてください)

事業の実施内容	・実施日 年 月 日 ・学習内容等 別紙事業実施報告書のとおり
交付確定を受けたい額	円

※この報告書と一緒に事業実施報告書の提出をお願いします。

交付金の支払先として別紙（合計_____件）のとおり指定します。

<上田市使用欄> (交付確定)

所属長	政策幹	係長	主務者	実績報告書を審査した結果、交付額を確定してよろしいですか。また、交付確定額を支払ってよろしいですか。

別紙

※この用紙は必要数に応じて複写してお使いください。

上田市地域における人権・こどもまんなか社会学習事業交付金 請求書

自治会名または分館名 _____ **自治会・分館**
※どちらかに○をつけてください

自治会長名または分館長名 _____

住所 _____

交付金額 _____ 円

交付金の振込先

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協		支店 支所
	口座種別	普通・当座	口座番号 :	
	フリガナ 名義人			

発行日：令和8年2月

発行：上田市教育委員会 生涯学習・文化財課